

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準の改正に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和4年12月28日（水）～令和5年1月27日（金）まで

2 意見の件数

3件（意見提出者3人）

3 提出された御意見及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	昨年10月に取りまとめられた緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に盛り込まれている「毎日使えるチェックシート」や「安全管理マニュアル」の作成に関する点が不足していないか。	本改正は、国の基準に基づきバス送迎等における所在確認や安全装置の装備を義務付けるものであり、チェックシートやマニュアルの作成を義務付けるものではありませんが、今後施設への指導を行うにあたって、所在確認が確実に行われるよう、チェックシートやマニュアルの作成を促してまいります。
2	送迎バスへの置き去り防止のためには、誰の運転・乗車に関わらず乗降車の際の園児の所在確認を確実に行うことが一番大事だと考えた。 このような痛ましい事故は二度と起きないようにと思う。	御意見のとおり所在確認において最も大事なのは大人の目による確認と考えます。そのうえでヒューマンエラーを防止するために送迎バスへ安全装置を導入することで、ソフト面・ハード面両面から置き去り防止につながるものと考えます。
3	当施設では、バス送迎は行っていないが行事等で大型バスを利用する際は二重三重の目視による確認を徹底している。 送迎車の降車時、保育室への入室、朝の出欠確認、給食人数の把握など、様々な場面で確認ができるはず。	子どもの事故防止のための取組みについては、すでに各施設で実施いただいているものと認識していますが、本改正により子ども安全確保がさらに徹底されるものと考えます。 今後も施設と連携しながら、子どもの安全対策に取り組んでまいります。